

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 玉医会

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

① 身体拘束の原則禁止

身体拘束はご利用者の生活の自由を制限することで、重大な影響を与える可能性があります。社会福祉法人玉医会は、ご利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営します。身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き実施しません。

② 身体拘束に該当する具体的な行為

- ・ 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッドを3つ以上の柵（サイドレール）で囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開くことのできない居室に隔離する。

③ 目指すべき目標

委員会において、3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると判断された場合において、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合もご利用者の様態や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

① ご利用者の特徴を日々把握・理解し基本的なケアの向上により、身体拘束の可能性を排除します。

② 施設長・サービス管理責任者・主任生活支援員等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作ります。

③ ご家族とご利用者本人にとって、より居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2. 身体拘束適正化のための体制

次の取組を継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。

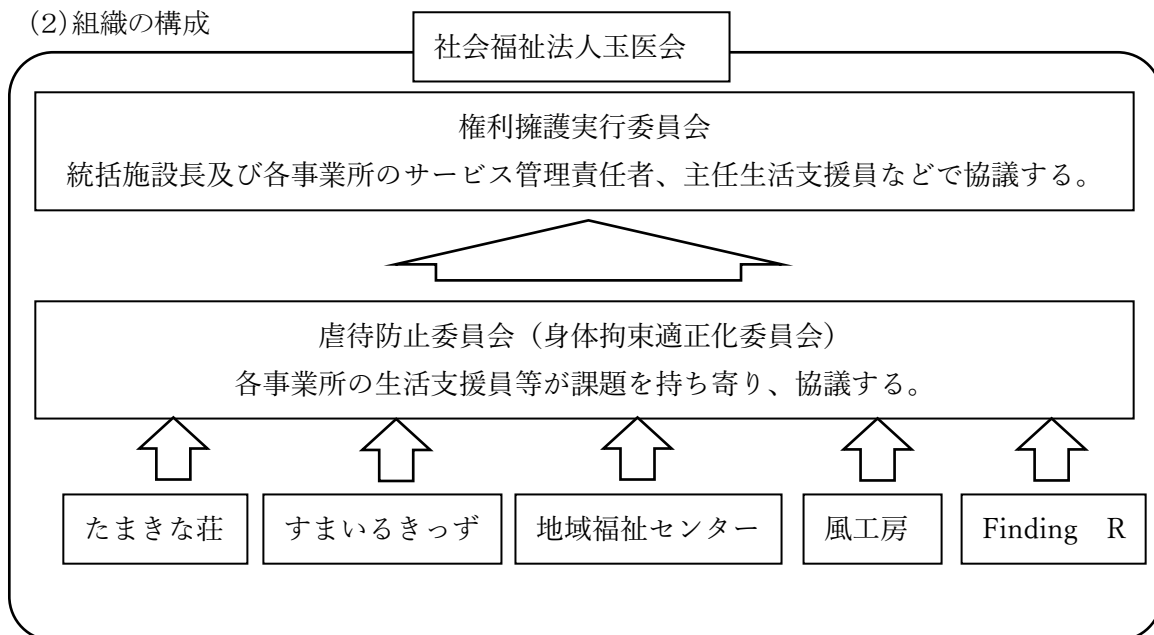
(1) 身体拘束適正化委員会の設置及び開催

身体拘束適正化委員会（以下、委員会）を設置し、本法人で身体拘束適正化を目指すための取組等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束を実施していたご利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は3カ月に一度以上の頻度で開催します。

特に緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身

体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 組織の構成



(3) 構成員の役割

- ・虐待防止委員会の委員長は、定期的に構成メンバーを招集し委員会を開催する。
- ・権利擁護実行委員会の実行委員長(サービス管理責任者)は、虐待防止委員会からの報告・連絡・相談を受け、権利擁護実行委員会において協議する。また、虐待防止委員会との連携において、助言も行う。

(4) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②現在行っている身体拘束について(該当者がいる場合のみ)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ③今後検討が必要な身体拘束について(該当者がいる場合のみ)
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ④協議結果
ご家族等への説明及びご家族の意見を伺い、最終的な手段を決定します。
- ⑤意識啓発や予防策等の確認・見直し
- ⑥今後の予定(研修・次回委員会)

(5) 記録及び周知

身体拘束に関する個別支援計画書について、モニタリング(ケア会議)で協議した内容を記録します。
また、虐待防止委員会(身体拘束適正化委員会)の会議録について、生活支援員その他の従業者

周知徹底します。

3. 身体拘束適正化のための研修

身体拘束適正化のため生活支援員、その他従業者について、職員採用時のほか、年1回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成します。

4. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(ご利用者本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険に晒される可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体拘束その他制限が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

ご利用者の様態を踏まえ身体拘束適正化委員会が、要件に合致している事を確認した場合、必要最小限の身体拘束を実施するための計画書を策定します。

(3) 説明・確認

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。※書面は個別支援計画書を運用します。

- ・身体拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・身体拘束の方法(場所、行為【部位・内容】)
- ・身体拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・身体拘束開始日

(4) 身体拘束の実施記録

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や入居者の日々の様態(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録します。

(5) 再検討

記録等を参考にして同委員会で定期的に再検討し、身体拘束解除に向けて取り組みます。

5. ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、ご利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。